

有人国境離島地域に対する支援拡充及び特別措置法の
改正・期限延長を求める意見書について

有人国境離島地域に対する支援拡充及び特別措置法の改正・期限延長を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和8年6月26日

旭川市議会
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

いしかわ まさき

笠井 まなみ

あべ なお

たけいし よういち

石川 まさゆき

沼崎 雅之

えびな 安信

高橋 ひでとし

菅原 範明

松田 卓也

杉山 允孝

有人国境離島地域に対する支援拡充及び特別措置法の
改正・期限延長を求める意見書

特定有人国境離島地域においては、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下「有人国境離島法」という。）が、平成29年4月1日から施行され、我が国の領海、排他的経済水域等の保全などに重要な役割を担ってきた。同時に、有人国境離島法に基づく施策を推進するための交付金制度の活用により、その恩恵が享受されているところであるが、有人国境離島を取り巻く環境は、人口減少、高齢化の進展等により、依然として厳しい状況にあり、ぜい弱な医療提供体制や産業基盤、生活環境等といった課題が山積しており、持続可能な有人離島地域の実現に向けた取組が必要となっている。

このため、雇用機会の拡充や離島航路・航空路運賃、物資の輸送費用の低廉化等に向けた対策の充実が求められており、引き続き国による特別の措置を講ずる必要がある。

よって、国においては、令和8年度末に法期限を迎える有人国境離島法について、地域の実情や要望を反映した内容に改正の上、期限を延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会